

# 受託研究契約書（標準書式例）

受託者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「甲」という。）と委託者 ●●●●（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

## （定義）

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果及び研究の過程で生じた有体物をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
  - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標権（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
  - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
  - ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
  - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施

権，商標法に規定する専用使用权

二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

三 種苗法に規定する専用利用権

四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施する権利

五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施する権利

六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施する権利

5 本契約書において「研究担当者」とは，本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び本契約第5条第2項に該当する者をいう。また，「研究協力者」とは，次条及び本契約第5条第2項記載以外の者であって本受託研究に協力する者をいう。

(受託研究の題目等)

第2条 甲は，次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を乙の委託により実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的

(3) 研究内容 別紙のとおり

(4) 研究担当者 別表第1のとおり

(5) 研究に要する経費 円

（うち直接経費 円）

（うち間接経費 円）

(6) 研究期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(7) 提供物品

(8) 研究実施場所

(9) その他

(研究成果の報告)

第3条 甲は，本受託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に，研究成果報告書を乙に提出するものとする。

(ノウハウの指定)

第4条 甲及び乙は，協議の上，報告書に記載された研究成果のうち，ノウハウに該当するものについて，速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては，秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は，甲乙協議の上，決定するものとし，原則として，本受託研究完了の翌日から起算して2年間とする。ただし，指定後において必要があるときは，甲乙協議の上，秘匿すべき期間を延長し，又は短縮することができる。

(研究の遂行)

第5条 甲は，本受託研究を自己の責任において行うこととし，その実施にあたり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし，乙の提供物品に，瑕疵があったことに起因して甲が損

害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(再委託)

第6条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(研究経費の納入)

第7条 乙は、第2条の研究に要する経費(以下「研究経費」という。)を甲の発する請求書類により、当該請求書に定める納入期限までに、甲の指定する方法で納入しなければならない。

2 乙は所定の納入期限までに前項の研究経費の全額を納入しないときは、納入期限の翌日から全額が納入された日までの日数に応じ、その未納額に年5%(年365日の日割計算)の割合で計算した遅延損害金を納入しなければならない。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第10条 第2条の提供物品の搬入及び据付に要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 受託研究の遂行が著しく困難と認める事由が生じたときは、甲は本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲はそれに伴う一切の責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第12条 甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第2条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(研究経費の返還)

第13条 第11条又は第12条の規定により、本受託研究を完了し、又は本受託研究を中止し、若

しくは延期する場合において、乙より納入された研究経費に不要が生じた場合は、乙は甲に不要となった額の返還を請求することができる。

(研究経費が不足した場合の処置)

第14条 甲は、納入された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 受託研究の結果生じた成果物の所有権及び知的財産権は全て甲に帰属するものとする。

2 甲は乙に対してこれを有償で利用させ、又は一部若しくは全部を譲渡することができる。

(持分の譲渡)

第16条 甲と乙は、成果物又は知的財産権が甲と乙の共有となった場合、相手方の書面による同意を得て自己の持分を第三者に譲渡することができる。

(独占的实施)

第17条 甲と乙は本受託研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに乙に通知し、当該発明等の実施に関する実施契約を締結するものとする。

2 前項の実施契約において、甲と乙又は乙の指定する者は、甲に帰属する知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第3項に規定するものを除く。以下「甲に帰属する知的財産権」という。）を乙又は乙の指定する者が独占的に実施（甲が第三者への実施許諾を行わないことをいい、以下「独占的实施」という。）できる期間を設けることができる。

3 第1項の実施において、甲と乙又は乙の指定する者は、甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を、乙又は乙の指定する者が独占的に実施できる期間を設けることができる。

4 甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する独占的に実施できる期間（以下「独占的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、更新の是非及び更新する期間について、甲乙協議の上、定めるものとする。

5 甲は、甲に帰属する知的財産権又は共有に係る知的財産権について乙又は乙の指定する者との間で実施許諾契約を締結する場合、同契約において、独占的实施期間を設けた場合には同期間終了後●年間、独占的实施期間を設けない場合には契約締結後●年間、それぞれ実施許諾を受けた者が発明等の実施を行っていない場合に実施許諾契約を解除することができる旨の定めを設けることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 甲に帰属する知的財産権について乙又は乙の指定する者が独占的实施を得ている場合であっても、当該実施権者が独占的实施期間開始2年を経過した以降であつてかつその時点で実施していない場合には、甲は独占的实施権者の意見を聴取の上、独占的实施権者以外の者（以下「第三者」

という。)に対しても当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本受託研究完了の翌日から起算して4年を経過した以降であつてかつその時点で実施を行っていない場合、もしくは、乙の指定する者が共有に係る知的財産権について独占的实施の設定を受けている場合において独占的实施期間開始後2年を経過した以降にあつてかつその時点で実施を行っていない場合について準用する。

#### (実施料)

第19条 甲に帰属する知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、実施権者は別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 共有に係る知的財産権を乙が実施しようとするときは、甲は自己実施しないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。
- 3 共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

#### (情報の開示)

第20条 乙は、本受託研究に関して乙の有する情報、知識等を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

- 2 甲は前項により乙から提供された資料を、本受託研究完了後又は本受託研究中止後相手方に返還するものとする。

#### (秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、本受託研究契約書に記載されている事項、並びに本受託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報(以下「秘密情報」という。)について、厳重に秘密管理し、第2条の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

- 2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項に基づく秘密保持期間は、第2条の本受託研究開始の日から研究完了後又は研究中止後3年間経過までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(契約内容に関する守秘義務)

第22条 本契約書に記載されている事項について、甲及び乙は、互いに守秘義務を負うものとし、法律で義務付けられている場合を除き、第三者に漏洩しないものとする。

(研究成果の公表)

第23条 甲及び乙は、本受託研究完了の翌日から起算し6ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果について、第21条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）できるものとする。ただし、研究成果の公表という機構の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の2ヶ月前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後20日以内に開示、発表若しくは公表される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4 第2項の通知をしなければならない期間は、本受託研究完了後の翌日から起算して2年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第24条 甲又は乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の書面による同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを定めておくものとする。

4 研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合は、第15条の規定を準用するものとする。

(契約の解除)

第25条 甲は、乙が研究経費を所定の納入期限までに納入しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事実が生じた場合は、14日以内に相手方に対する相当期間

を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第26条 甲又は乙は、前条各号に掲げる事由によって、又は甲、乙、研究担当者若しくは研究協力者が故意若しくは重大な過失によって、相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第27条 本契約の有効期間は、第2条に定める期間とする。

- 2 本契約の執行後も、第3条及び第4条、第12条及び第13条、第15条から第24条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 東京都三鷹市大沢2丁目21番1号  
大学共同利用機関法人  
自然科学研究機構長 ● ● ● ●

(乙) 住所  
●●●●株式会社  
代表取締役 ● ● ● ●